

令和7年5月16日判決言渡

令和3年（行ウ）第348号、第353号、第354号 法人税等更正処分等取消
請求事件（以下、順に「第1事件」ないし「第3事件」という。）

主 文

- 5
- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

10 α 税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してした原告に係る別紙2処
分目録記載1の各処分（なお、同別紙における略称は、本文においても用いる。）
をいずれも取り消す。

2 第2事件

15 α 税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してしたB株式会社（以下
「B」という。）に係る別紙2処分目録記載2の各処分をいずれも取り消す。

3 第3事件

β 税務署長が令和元年6月28日付けでD株式会社（以下「D」といい、原
告及びBと併せて「原告ら」という。）に対してしたDに係る別紙2処分目録
記載3の各処分をいずれも取り消す。

20 第2 事案の概要（以下に摘示する法人税法及び消費税法の各規定は、それぞれ別
表1記載のものをいう。）

原告ら（Bについては、原告に吸収合併された後は原告。以下同じ。）は、
委託を受けて青果物及びその加工品等の仲卸業者等への販売等を行う卸売業
者であるところ、集荷対策費などと称して委託者に支払っていた金銭の額等を
25 損金の額に算入し、それぞれ、本件各事業年度及び本件各課税事業年度の法人
税及び地方法人税の確定申告をし、また、上記金銭の額等が消費税法30条1

項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額（以下、単に「課税仕入れに係る支払対価の額」という。）に該当するとして、本件各課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、 α 税務署長から、上記の法人税、地方法人税及び消費税等のうち、原告及びBに係るものについて、Dは、 β 税務署長から、上記の法人税、地方法人税及び消費税等のうち、Dに係るものについて、上記金銭の額等又はその一部が、法人税法 37 条 7 項に規定する寄附金の額（以下、単に「寄附金の額」という。）に該当し、また、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないなどとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けた。その後、原告は、Dを吸収合併した。

本件は、原告が、被告を相手に、上記各処分（ただし、原告の平成 29 年 3 月期の法人税及び平成 29 年 3 月課税事業年度の地方法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分については、その後の減額再更正処分及び過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの）のうち、申告額等を超える部分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

(1) 法人税法の定め

法人税法 37 条 1 項は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（所定の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定する。

同条 7 項は、同条 1 項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきもの

を除く。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨を規定する。

(2) 消費税法の定め

5 消費税法30条1項1号は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。）を控除する旨を規定する。

10 同条6項は、同条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課
15 されるべき地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいう旨を規定する。

2 前提事実

以下の事実は、当事者の間に争いがなく若しくは当裁判所に顕著であり、又は各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨から容易に認めることができる。

20 (1) 原告ら

ア 原告（旧商号は、株式会社E）は、青果物及びその加工品の卸売等を目的とする株式会社である（甲2）。

イ Bは、青果物及びその加工品の受託卸売等を目的とする株式会社であったが、平成28年10月1日、原告に吸収合併されて解散した（甲3、4）。

25 ウ Dは、野菜・果実及び食料品の卸売販売等を目的とする株式会社であったが、令和2年4月1日、原告に吸収合併されて解散した（甲5、6）。

(2) 原告らによる取引の概要等

原告らは、いずれも、名古屋市中心卸売市場に属する市場において、卸売業者として、生産者から青果物の販売委託を受けた農業協同組合等（以下「本件取引先」という。）から、更に当該青果物の販売委託を受け、当該青果物を仲卸業者等（以下「本件販売先」という。）に販売するという取引（以下「委託販売取引」という。）を行っていた。

原告らは、卸売市場法（平成30年法律第62号による改正前のもの）、名古屋市中心卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市条例第2号。令和2年名古屋市条例第47号による全部改正前のもの）、同条例に基づき定められた受託契約約款（以下「本件受託約款」という。）、本件取引先との間で締結した各契約（以下「本件各契約」という。）等に基づいて取引を行っていたところ、本件受託約款では、委託販売取引においては、商品の区分に応じた販売手数料率を乗じて販売手数料を計算し、本件販売先から受領した青果物の代金を本件取引先に支払う際に当該販売手数料等を控除するとともに、卸売をした物品の品目、数量、販売価格等を記載した売買仕切書を作成し、本件取引先へ送付することとされていた（甲20（枝番号を含む。））。

原告らは、委託販売取引の一部において、実際に本件販売先に販売した際の販売価格（以下「実販売価格」という。）より高額な価格（以下「増仕切価格」という。）を販売価格として記載した売買仕切書を作成して、これを本件取引先に送付していた。その場合、原告らは、本来であれば、実販売価格からこれに基づき計算される販売手数料の金額（以下「実販売手数料」という。）等を控除した金額の金員を本件取引先に支払うべきところ、増仕切価格からこれに基づき計算される販売手数料の金額（以下「増仕切販売手数料」という。）等を控除した金額の金銭を支払っていた。そのため、原告らは、本件取引先に対し、増仕切価格と実販売価格との差額から、増仕切販売手数料と実販売手数料との差額を控除した金額（以下「本件集荷対策費」と

いう。)を負担していたこととなる。

(3) 原告らによる確定申告

5 ア 原告は、 α 税務署長に対し、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの法人税、平成 28 年 3 月課税事業年度から平成 30 年 3 月課税事業年度までの地方法人税及び平成 27 年 3 月課税期間から平成 30 年 3 月課税期間までの消費税等について、別表 2-1 ないし 2-3 の各「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出した（乙 1～8）。

10 イ B（原告に吸収合併された後は原告）は、 α 税務署長に対し、平成 27 年 3 月期から平成 28 年 9 月期までの法人税、平成 28 年 3 月課税事業年度の地方法人税及び平成 27 年 3 月課税期間から平成 28 年 9 月課税期間までの消費税等について、別表 3-1 ないし 3-3 の各「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出した（乙 9～14）。

15 ウ Dは、 β 税務署長に対し、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの法人税、平成 28 年 3 月課税事業年度から平成 30 年 3 月課税事業年度までの地方法人税及び平成 27 年 3 月課税期間から平成 30 年 3 月課税期間までの消費税等について、別表 4-1 ないし 4-3 の各「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに提出した（乙 20 15～22）。

エ 原告らは、本件集荷対策費等を損金の額に算入して、前記アないしウのうち法人税及び地方法人税に係る各確定申告をし、また、増仕切価格と実販売価格との差額等が課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとして、前記アないしウのうち消費税等に係る各確定申告をした。

25 (4) 原告らに対する更正処分等（甲 7～12（いずれも枝番号を含む。））

ア α 税務署長は、令和元年 7 月 5 日付けで、原告に対し、原告の平成 27

年3月期から平成30年3月期までの法人税、平成28年3月課税事業年度から平成30年3月課税事業年度までの地方法人税及び平成27年3月課税期間から平成30年3月課税期間までの消費税等について、別表2-1ないし2-3の各「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件F更正処分等」という。）をした。

イ α 税務署長は、令和元年7月5日付けで、原告に対し、Bの平成27年3月期から平成28年9月期までの法人税、平成28年3月課税事業年度の地方法人税及び平成27年3月課税期間から平成28年9月課税期間までの消費税等について、別表3-1ないし3-3の各「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件B更正処分等」という。）をした。

ウ β 税務署長は、令和元年6月28日付けで、Dに対し、Dの平成27年3月期から平成30年3月期までの法人税、平成28年3月課税事業年度から平成30年3月課税事業年度までの地方法人税及び平成27年3月課税期間から平成30年3月課税期間までの消費税等について、別表4-1ないし4-3の各「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件D更正処分等」といい、本件F更正処分等及び本件B更正処分等と併せて「本件各処分」という。）をした。

エ 本件各処分は、法人税及び地方法人税の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の賦課決定処分については、本件集荷対策費が寄附金の額に該当するから損金算入限度額を超えて損金の額に算入されないことを理由とするものであり、また、消費税等の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の賦課決定処分については、増仕切価格と実販売価格との差額が課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないことを理由とするものであった。

(5) 審査請求（甲13、16）

ア 原告は、令和元年9月25日付けで、国税不服審判所長に対し、本件F
更正処分等及び本件B更正処分等を不服として、審査請求をした。

イ Dは、令和元年9月25日付けで、国税不服審判所長に対し、本件D更
正処分等を不服として、審査請求をした。

5 ウ 国税不服審判所長は、令和3年3月2日付けで、原告に対し、前記ア及
びイの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(6) 本件訴えの提起

原告は、令和3年8月31日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

(7) 原告に対する法人税及び地方法人税の減額再更正処分等

10 α 税務署長は、令和7年1月28日付けで、原告に対し、本件F更正処分
等のうち原告の平成29年3月期の法人税及び平成29年3月課税事業年度
の地方法人税の更正処分並びにこれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分
（以下、併せて「本件F平成29年3月期当初更正処分等」という。）につ
き、原告に適用されるべき事業税等の標準税率に誤りがあり、事業税等の損
15 金算入額が過少となっていたことなどを理由に、別表2-1及び2-2の各
「減額再更正処分等」欄記載のとおり、上記法人税及び上記地方法人税の
減額再更正処分並びにこれらに係る過少申告加算税の変更決定処分（以
下、併せて「本件F平成29年3月期減額再更正処分等」という。）をし、
これらにより本件F平成29年3月期当初更正処分等の一部が取り消さ
20 れた（乙53、54）。

(8) 本件訴えの一部取下げ

原告は、令和7年3月10日、本件訴え中、本件F平成29年3月期当初
更正処分等のうち本件F平成29年3月期減額再更正処分等によって取り消
された部分の取消しを求める部分を取り下げた（顕著な事実）。

25 3 本件各処分（本件F平成29年3月期当初更正処分等にあつては、本件F平
成29年3月期減額再更正処分等により一部取り消された後のもの。以下同じ。）

に係る課税の根拠及び計算

被告の主張する原告の平成27年3月期から平成30年3月期までの法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額等、平成28年3月課税事業年度から平成30年3月課税事業年度までの地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額、平成27年3月課税期間から平成30年3月課税期間までの消費税等に係る課税標準額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は、別表5ないし10（枝番号を含む。）のとおりであって、本件F更正処分等（本件F平成29年3月期当初更正処分等にあつては、本件F平成29年3月期減額再更正処分等により一部取り消された後のもの。以下同じ。）における額と同額かこれを上回るものであり、また、被告が主張する上記各金額を基礎として計算される過少申告加算税の額は、本件F更正処分等における過少申告加算税の額と同額である。

また、被告の主張するBの平成27年3月期から平成28年9月期までの法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額等、平成28年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額並びに平成27年3月課税期間から平成28年9月課税期間までの消費税等に係る課税標準額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は、別表11ないし15（枝番号を含む。）のとおりであって、本件B更正処分等における額と同額かこれを上回るものであり、また、被告が主張する上記各金額を基礎として計算される過少申告加算税の額は、本件B更正処分等における過少申告加算税の額と同額である。

さらに、被告の主張するDの平成27年3月期から平成30年3月期までの法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額等、平成28年3月課税事業年度から平成30年3月課税事業年度までの地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額、平成27年3月課税期間から平成30年3月課税期間までの消費税等に係る課税標準額、納付すべき消費税額及び納付すべき

地方消費税額は、別表16ないし21（枝番号を含む。）のとおりであって、本件D更正処分等における額と同額であり、また、被告が主張する上記各金額を基礎として計算される過少申告加算税の額は、本件D更正処分等における過少申告加算税の額と同額である。

5 原告は、後記4において争点となっている点を除き、これらを争うことを明らかにしない。

4 争点

(1) 本件集荷対策費が寄附金の額に該当するか否か（争点1）

(2) 増仕切価格と実販売価格との差額が課税仕入れに係る支払対価の額に該当
10 しないか否か（争点2）

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1（本件集荷対策費が寄附金の額に該当するか否か）

（被告の主張）

ア 判断枠組み

15 法人税法37条7項に定める「寄附金」とは、①金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、②その行為について通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものをいうと解される。特に、同条の趣旨に照らせば、上記①の要件を満たす場合は、費用性が明白な支出であることが立証されない限り、上記
20 ②の要件は満たされると解すべきである。

イ 本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであること

本件受託約款及び本件各契約には、本件集荷対策費の支払の根拠となる定めはない。

25 また、原告らが本件取引先から本件販売先に対する販売価格の指示を受けている事実はなく、本件集荷対策費の支出及び金額の判断は、原告らが

任意で行っており、本件集荷対策費は、原告らが一方的に支出したものと
いえる。

さらに、原告らは、本件取引先に対し、原告らが本件集荷対策費を負担
している事実を伝えておらず、本件取引先はかかる事実を認識していなか
5 った。

以上によれば、本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益
を対価なく他に移転するものであるといえる。

ウ 本件集荷対策費は、費用性が明白な支出ではなく、通常の経済的取引と
して是認することができる合理的な理由が存在しないこと

10 本件取引先において原告らによる本件集荷対策費の負担を認識していな
い状況においては、具体的に本件集荷対策費をどの程度負担すればその後
も取引を継続できるのかは分からないし、本件集荷対策費を支払っていて
も取引が打ち切られることがあったというのであるから、本件集荷対策費
の支出による効果は明らかでないといえる。

15 また、本件集荷対策費が支出された取引は、原告らの委託販売取引のう
ちわずかな部分であり、原告らにおいて例外的な処理であることからすれ
ば、本件集荷対策費を支出することが原告らの業務において必要不可欠な
ものとまではいえない。

20 以上によれば、本件集荷対策費は、費用性が明白な支出であるとはいえ
ず、通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在し
ない。

エ 小括

したがって、本件集荷対策費は、寄附金の額に該当する。

(原告の主張)

25 ア 本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に
移転するものではないこと

本件集荷対策費は、販売委託先を原告らにするという本件取引先によるサービス（原告らの集荷に対する便宜供与。以下「本件サービス」という。）の対価として支出されるものといえ、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものではない。

5 このことは、本件集荷対策費が、寄附金とはされていない出荷奨励金（本件各契約において、原告らが、本件取引先に対し、委託販売取引の取引額に応じて支払うこととされている金員のこと）と同様の機能を有するものであること、寄附金とはされていない買付取引（卸売業者が農業協同組合等から青果物を購入して、仲卸業者等に販売する取引）における販売差損
10 と経済的実態は異ならないことから裏付けられる。

 なお、後記イのとおり、原告らは本件取引先からの要請を受けて本件集荷対策費を負担しており、本件取引先は原告らにおいて本件集荷対策費を負担していることを認識している。

イ 本件集荷対策費の支払には、通常を経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在すること
15

 農業協同組合等は合併等を繰り返して大規模化しその数が減少している一方で、原告らのような卸売業者は全国に多数あり、農業協同組合等は販売委託先を選択できる立場にあるなどの事情により、卸売業者は、農業協同組合等との取引の交渉に当たって劣後的立場に置かれている。そのため、卸売業者は、農業協同組合等から仲卸業者等への販売価格の指示があった場合や仲卸業者等への販売価格が競業者よりも安くなってしまった場合などにおいて、農業協同組合等からの青果物の集荷を確保するため、
20 実際の販売価格よりも高額の価格で仲卸業者等に青果物を販売したこと
 にして、卸売業者においてその差額を負担するという業界の慣行が存在する。そして、本件取引先は、原告らに対し、本件販売先への販売価格の希望を伝達することがあった（以下、この伝達される価格を「希望価格」と
25

いう。) ところ、その時期が、原告らが本件販売先に青果物を販売し、本件販売先への販売価格を実質的に変更することができなくなった後であることがほとんどであったこと、原告やBが本件取引先からの希望価格を下回る価格でしか本件販売先への販売ができなかったことを理由に本件取引先から取引を打ち切られたこともあったことを踏まえると、本件取引先は、原告らにおいて本件集荷対策費を負担していることを認識しており、原告らが本件集荷対策費を負担することを期待して、希望価格を伝達することで、実質的に、本件集荷対策費の負担を要請していたといえることができる。

以上に加え、原告らと本件取引先は資本関係等のない独立した当事者であり、一般的に合理的な理由なく金員を贈与するとは考え難いこと、前記アのとおり、寄附金とはされていない買付取引における販売差損と本件集荷対策費は経済的実態が異なることなども考慮すれば、本件集荷対策費の支払には、通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在するといえる。

ウ 小括

したがって、本件集荷対策費は、寄附金の額に該当しない。

(2) 争点2 (増仕切価格と実販売価格との差額が課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないか否か)

(被告の主張)

前記(1)イで述べたところによれば、増仕切価格と実販売価格との差額は、本件サービスに対応する対価とみる余地はなく、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

(原告の主張)

前記(1)アで述べたところによれば、増仕切価格と実販売価格との差額は、本件サービスに対応する対価であるから、課税仕入れに係る支払対価の額に

該当する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件集荷対策費が寄附金の額に該当するか否か）について

(1) 判断枠組み

5 法人税法37条1項は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の
額の合計額のうち、損金算入限度額を超える部分の金額は、当該内国法人の
各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定している。
また、同条7項は、上記寄附金の額は、寄附金、抛出金、見舞金その他い
10 ずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的
な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭
以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の
時における価額によるものとする旨を規定している。

このように、法人税法が一定額を超える寄附金を損金の額に算入しない旨
の制度（損金算入限度額の制度）を採用しているのは、法人が支出した寄附
15 金の全額を金額の制限なく損金の額に算入するとすれば、国の財政収入の確
保を阻害し、課税の公平を害することとなる一方で、法人が支出する寄附金
の中には法人の収益を生み出すのに必要な費用としての性質を有するものも
あるところ、寄附金は、反対給付がない上、個々の寄附金の支出が当該法人
の事業に直接関連があるものであるか否かが明確ではなく、これを区別する
20 ことが困難であることを踏まえ、統一的な損金算入限度額を設け、その範囲
に限り寄附金の損金算入を認めることとしたものと解される。

以上のような寄附金の損金算入限度額の制度の趣旨からすれば、同項に定
める「寄附金」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得
る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与をいうものと解すべきで
25 あり、ここにいう「経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡
又は経済的な利益の供与」とは、①金銭その他の資産又は経済的な利益を対

価なく他に移転する場合であって、②その行為について通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すものと解するのが相当である。

(2) 認定事実

5 ア 前記前提事実に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

 (ア) 本件の委託販売取引の典型的な流れは、①本件取引先が生産者から青
 果物の販売委託を受ける、②原告らが本件取引先から当該青果物のさら
 なる販売委託を受ける、③原告らが本件販売先に当該青果物を販売する、
10 ④原告らが本件取引先に上記③の販売価格を通知する、⑤原告らが本件
 取引先に上記③の販売価格から販売手数料の金額を控除した金額の金員
 を支払うというものであった（前提事実(2)、甲57）。

 (イ) 本件取引先は、原告らに対し、希望価格を伝達することがあったところ、その時期は、主に、原告らが本件販売先に青果物を販売する前であり、例外的に、原告らが本件販売先に青果物を販売した後、原告らが本
15 件取引先に販売価格の通知をした際に希望価格が伝達されることもあった（甲19（枝番号を含む。）、57～59、乙28、32～35、45、47、48、証人G7頁、証人H2、3、8、9頁）。

 (ウ) 原告らは、本件取引先から希望価格の伝達があり、本件販売先への販売
20 価格がこれに満たない場合であっても、必ずしも本件集荷対策費を負担しているわけではなく、本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられていた（乙28、32、33、証人I15、24～27、29頁、証人G10～12頁）。

 (エ) 原告らは、本件集荷対策費を負担することになっても、本件取引先に対し、どの取引についてどの程度本件集荷対策費を負担しているのかを
25 逐一伝えていなかった（乙32～35、45、証人I17、18頁、証

人H12頁)。

イ 前記ア(イ)の事実認定について、補足説明をする。

原告は、本件取引先による原告らへの希望価格の伝達は原告らが本件販売先に青果物を売却した後にされることがほとんどであった旨主張し、当時、Dの総務部長又は取締役であり、現在、原告の管理部上席執行役員である証人Iもこれに沿う証言をする(証人I2、3、8、9、23、26頁)。

しかし、Iの上記証言を裏付ける客観的証拠はないばかりか、本件の関係者において、Iの上記証言に沿う供述等をする者も見当たらない。また、平成30年12月14日付け名古屋国税局財務事務官作成に係るIの質問応答記録書(乙28)には、「問4 出荷者との交渉等は仕切価格が決まった後に行われるのですか。」、「答4 委託を受ける際に希望販売価格を伝えられるだけで、仕切価格が決まった後でその仕切価格について出荷者とやり取りをして変更することはありません。」、「問9 以上で質問を終えますが、何か訂正したり追加したいことはありますか。」、「答9 問4の出荷者との交渉が行われるタイミングについてですが、時々、例外的に仲卸に売却するタイミングまでに価格をつめきれなかった時は、売却した後に生産者側の希望価格をうかがって仕切価格を調整することもあります。「例外的に」と申しあげたのは、このような件のほとんどが、当社の担当者が価格調整することを失念して起こってしまう事柄だからです。」と記載されている。これらの記載は、Iが、本件取引先が原告らに希望価格を伝達するのが本件販売先への青果物の売却後になるのは、飽くまでも例外的な場合であった旨述べるものとしか解することはできないのであって、Iの上記証言は、当該記載と齟齬するものといわざるを得ず、これについて合理的な理由があると認めることもできない。

そうすると、Iの上記証言につき、その信用性を認めることができず、

そのほか本件全証拠を検討しても原告の上記主張する事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、前記ア(イ)のとおり認定した。

5 (3) 本件集荷対策費が金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであるか否かについて

10 ア 本件集荷対策費は、原告らが、本件販売先に対し、増仕切価格という実販売価格と異なる架空の販売価格で青果物を販売したことを前提に、本件取引先に対して支払われるものであり（前提事実(2)）、本件受託約款や本件各契約にも明示されていないものであった（甲20（枝番号を含む。）、乙23～26）。そして、前記(2)ア(ウ)のとおり、本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられ、また、同(エ)の認定事実によれば、本件取引先は、原告らがどの取引でどの程度の本件集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかったと認められる。そうすると、本件集荷対策費の支払に対応する何らかの対価があったものとは認め難く、本件全証拠を検討しても、本件集荷対策費が何らかの対価を得て本件取引先に支払われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであるといえる。

20 イ これに対し、原告は、本件集荷対策費の支払により、本件サービスという対価を得られる旨主張する。しかし、前記アのとおり、本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられ、また、本件取引先は、原告らがどの取引でどの程度の本件集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかった上、原告の主張する本件サービスの内容も、販売委託先を原告らにするというものであって、取引の内容や期間等が特定されていない抽象的なものであることからすれば、本件集荷対策費の支払と本件サービスが対価関係にあったものと認めることはできな

25

い。原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、本件集荷対策費が、寄附金とはされていない出荷奨励金と同様の機能を有するものであることからすれば、本件集荷対策費も対価を得て支払われるものである旨主張する。しかし、出荷奨励金は、本件各契約においてその計算方法等も明示されており（乙23～26）、本件取引先においてどの取引においてどの程度の出荷奨励金が支払われているかを具体的に認識している点で、前記アの本件集荷対策費に関する事情と大きく異なっており、出荷奨励金と本件集荷対策費とで寄附金に該当するか否かが異なるとしても、不合理であるということとはできない。原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、本件集荷対策費が、寄附金とはされていない買付取引における販売差損と経済的実態は異なることからすれば、本件集荷対策費も対価を得て支払われるものである旨主張する。しかし、買付取引における販売差損は、原告らが本件取引先から青果物を購入する際の販売代金の支払の中に含まれるものであり、本件サービスの対価として支払われるものではない。そうすると、買付取引における販売差損に対価があるからといって、前記アの結論を左右するものではない。原告の上記主張は採用することができない。

- (4) 本件集荷対策費の支払に通常を経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないといえるか否かについて

原告らが本件取引先に対して本件集荷対策費を支払う「合理的な理由」としては、原告の主張に照らせば、①本件取引先に原告らを販売委託先にするよう便宜を図ってもらえること、②本件取引先から本件集荷対策費を支払うよう要請があったことが考えられるが、以下のとおり、これらの事情をもって「合理的な理由」があるとはいえず、そのほか、本件全証拠を検討しても、「合理的な理由」があることをうかがわせる事情は見当たらないから、本件

集荷対策費の支払に通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないと認められる。

ア 本件取引先に原告らを販売委託先にするよう便宜を図ってもらえることが「合理的な理由」となるか否かについて

5 (ア) 前記(3)アのとおり、本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられ、また、本件取引先は、原告らがどの取引でどの程度の本件集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかったのであるから、本件取引先において、原告らにおける本件集荷対策費の負担を理由に、原告らを販売委託先にするよう便宜を図ること
10 とはできないといわざるを得ない。したがって、本件取引先に原告らを販売委託先にするよう便宜を図ってもらえることは、本件集荷対策費の支払の「合理的な理由」になり得ないと認められる。

(イ) これに対し、原告は、卸売業者が、農業協同組合等との取引の交渉に当たって劣後的立場に置かれていることを背景に、農業協同組合等からの
15 の青果物の集荷を確保するため、本件集荷対策費のような金員の負担をするという業界の慣行が存在するなどの事情を主張する。しかし、仮にこのような事情があるとしても、本件取引先が、卸売業者において上記のような金員の負担をしていることがあることを一般的、抽象的に認識していることが認定し得るにとどまり、それを越えて、本件取引先が原告らにおいてどの取引でどの程度の本件集荷対策費を支払っているかを
20 具体的に認識していたと認めることはできない。そうすると、原告らにおいて、本件集荷対策費の支払により、本件取引先が原告らを販売委託先にするよう便宜を図ることを期待していたとしても、その期待は主観的なものといわざるを得ないから、本件集荷対策費の支払に通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在するとい
25 うことはできない。

5 なお、原告は、本件取引先が原告らに本件集荷対策費の支払を求めることは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するおそれがあるため、原告らは、本件取引先に対し、どの取引について本件集荷対策費の負担をしているのかをあえて伝えていなかったのであり、本件取引先がこれを具体的に認識していなくとも、原告らが本件取引先から継続して販売委託先にしてもらうことはできるから、本件取引先が卸売業者において本件集荷対策費のような金員の負担をしていることを一般的に認識していることをもって、「合理的な理由」が認められる旨主張する。しかし、原告の上記主張は、原告らにおいて、法令違反となることを回避するために、増仕切価格であることを隠蔽し、あたかも良好な販売実績を残していると仮装することによって、本件取引先から委託販売取引を受注していたことをいうものであり、「通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由」となるものではなく、採用することができない。

15 また、原告は、本件取引先が、本件販売先への販売価格を実質的に変更することができなくなった後であっても、原告らに希望価格を伝達することがあったなどの事情を主張しており、このような伝達のあった取引については、本件取引先において本件集荷対策費の負担の有無を認識できた可能性があるが、前記(2)ア(イ)のとおり、このような伝達のあった取引は例外的であった以上、上記事情により前記(ア)の認定が左右されるものではないというべきである。

20 イ 本件取引先から本件集荷対策費を支払うよう要請があったことが「合理的な理由」となるか否かについて

25 (ア) 本件取引先による原告らへの希望価格の伝達が、およそ一般的に、実質的には、本件販売先への販売価格が希望価格に満たない場合に、本件集荷対策費を負担するよう要請するものであったと認めるに足りる証拠

はない。また、仮に、本件取引先が原告らに本件集荷対策費の負担を要請することを意図して希望価格の伝達をしていると解される場合があつたとしても、本件集荷対策費の負担は本件受託約款や本件各契約に基づくものではなく、その要請に法的拘束力はないといわざるを得ない上、
5 前記(2)ア(ウ)のとおり、本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられており、同(エ)のとおり、原告らは、本件取引先に対し、どの取引について本件集荷対策費を負担しているのかを逐一伝えていなかったことも考慮すると、原告らにおいて本件集荷対策費の負担を拒否することができたというほかなく、上記事情をもって、
10 原告らによる本件集荷対策費の支払につき「合理的な理由」があることになるものではないというべきである。

(イ) これに対し、原告は、原告やBが本件取引先から伝達された希望価格を下回る価格でしか本件販売先への販売を行うことができなかつたことを理由に本件取引先から取引を打ち切られたことがあつたなどの事情を主張する。
15

しかし、前記(3)アのとおり、本件取引先において、原告らがどの取引でどの程度の本件集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかつたことからすると、原告らが本件販売先に希望価格よりも低い価格で青果物を販売した原因が、原告らにおいて本件集荷対策費を負担しなかつたことにあるのか、それ以外の事情にあるのかを区別して認識することもできなかつたはずであり、本件取引先が、本件集荷対策費の不払の制裁として原告らとの取引を打ち切ることができたとは認め難い。また、仮に、原告が上記主張するような事情があつたとしても、前記(ア)において述べたところによれば、原告らにおいて、本件集荷対策費の負担
20 を拒否することができなくなるとまではいえない（なお、以上に加え、前記ア(イ)において摘示した、原告が主張する業界の慣行に関する事情
25

や本件取引先が原告らに希望価格を伝達するタイミングに関する事情が仮にあったとしても結論は左右されない。)

ウ その余の原告の主張

(ア) 原告は、原告らと本件取引先は資本関係等のない独立した当事者であり、一般的に合理的な理由なく金員を贈与するとは考え難い旨主張する。

しかし、資本関係等のない当事者間において、何も理由なく金員の贈与等がされることは少ないということではできても、かかる理由が「通常の経済的取引として是認することができるような合理的な理由」であるか否かにつき別途検討を要する点は、利益処分の当事者間に資本関係等があるか否かによって異なるものではない。そして、原告らと本件取引先との間に資本関係等がないことを考慮したとしても、これまで判示したところによれば、前記ア(ア)及び前記イ(ア)の判断が左右されるものではない。

(イ) 原告は、本件集荷対策費は、寄附金とはされていない買付取引における販売差損と経済的実態が異なるから、その支払に「合理的な理由」を認めるべきである旨主張する。

しかし、原告らは、買付取引ではなく委託販売取引をあえて選択しているところ、買付取引と委託販売取引とは取引の態様が異なるのであるから、買付取引の販売差損が寄附金に該当しないからといって、本件集荷対策費の支払につき「合理的な理由」があるということとはできない。なお、原告は、委託販売取引においては原告らが本件取引先に対し出荷奨励金を支払うこととなっており、原告らが本件取引先から委託販売取引を選択するよう強制されている旨主張するが、委託販売取引は、買付取引と異なり、原告らが本件販売先に青果物をいくらで販売しようとするその販売価格に応じた一定割合の手数料収入が得られる点で原告らにとっても有利な面があることに加え、原告においては買付取引が全体の3、

4割あるとされ（乙32）、Dにおいては買付取引の方が委託販売取引よりも多かったとされており（証人I25頁）、相当数の買付取引がされているといえることも考慮すると、原告の上記主張は採用することができない。

5 (5) 小括

以上によれば、本件集荷対策費は寄附金の額に該当すると認められる。

2 争点2（増仕切価格と実販売価格との差額が課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないか否か）について

10 前記1において説示したところによれば、増仕切価格と実販売価格との差額の支払は、何らかの対価として支払われたものではないから課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないと認められる。

3 本件各処分 of 適法性

以上によれば、本件各処分は適法である。

4 結論

15 したがって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌 野 真 敬

20

裁判官 志 村 由 貴

25

裁判官 都 築 健 太 郎

(別紙 1、別表 5-1 ~ 2 1-5 省略)

処分目録

- 1 (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度(以下「平成
5 平成27年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス9
458万5177円を超える部分及び翌期に繰り越す欠損金1億7773
万3838円を下回る部分
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度(以下「平
成28年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額2688万
10 0924円を超える部分及び納付すべき法人税額465万3500円を超
える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度(以下「平
成29年3月期」という。)の法人税の更正処分(令和7年1月28日付け
の上記法人税の減額再更正処分により一部取り消された後のもの)のうち
15 所得金額4412万3178円を超える部分及び納付すべき法人税額90
4万8800円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(同日
付けの上記過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のも
の)
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度(以下「平
20 成30年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス1
億0780万2036円を超える部分、翌期に繰り越す欠損金2億343
7万8608円を下回る部分及び納付すべき法人税額マイナス239万4
685円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- (5) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税事業年度(以
25 下「平成28年3月課税事業年度」という。)の地方法人税の更正処分のう
ち納付すべき地方法人税額25万1300円を超える部分及び過少申告加

算税の賦課決定処分

- 5 (6) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税事業年度（以下「平成29年3月課税事業年度」という。）の地方法人税の更正処分（令和7年1月28日付けの上記地方法人税の減額再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき地方法人税額45万4200円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分（同日付けの上記過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの）
- 10 (7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税事業年度（以下「平成30年3月課税事業年度」といい、平成28年3月課税事業年度及び平成29年3月課税事業年度と併せて「本件各課税事業年度」という。）の地方法人税の更正処分のうち納付すべき地方法人税額0円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- 15 (8) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間（以下「平成27年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正処分のうち納付すべき消費税額1946万7100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額530万2900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 20 (9) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間（以下「平成28年3月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額4443万9100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額1201万5900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 25 (10) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間（以下「平成29年3月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額8108万9900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額2190万4200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- (11) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間（以下「平

成30年3月課税期間」という。)の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額8212万6200円を超える部分及び納付すべき地方消費税額2217万6300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

2(1) 平成27年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額54万2853円
5 を超える部分及び納付すべき法人税額マイナス150万1868円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(2) 平成28年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額2371万4931円を超える部分及び納付すべき法人税額413万8900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

10 (3) 平成28年4月1日から同年9月30日までの事業年度(以下「平成28年9月期」といい、平成27年3月期、平成28年3月期、平成29年3月期及び平成30年3月期と併せて「本件各事業年度」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス1億9272万0786円を超える部分及び翌期に繰り越す欠損金1億9272万0786円を下回る部分

15 (4) 平成28年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち納付すべき地方法人税額24万9300円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

(5) 平成27年3月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額6193万3600円を超える部分及び納付すべき地方消費税額167
20 2万6500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(6) 平成28年3月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額6959万7900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額187
8万4800円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(7) 平成28年4月1日から同年9月30日までの課税期間(以下「平成2
25 8年9月課税期間」といい、平成27年3月課税期間、平成28年3月課税期間、平成29年3月課税期間及び平成30年3月課税期間と併せて「本

件各課税期間」という。)の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額
1864万3800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額503万
2200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

5 3(1) 平成27年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額1097万389
7円を超える部分、翌期に繰り越す欠損金418万2431円を下回る部
分及び納付すべき法人税額マイナス401万2701円を超える部分並び
に過少申告加算税の賦課決定処分のうち29万4000円を超える部分

10 (2) 平成28年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額2099万609
8円を超える部分及び納付すべき法人税額マイナス26万5682円を超
える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち24万6000円を
超える部分

15 (3) 平成29年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額5789万223
7円を超える部分及び納付すべき法人税額800万6900円を超える部
分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち36万4000円を超える
部分

(4) 平成30年3月期の法人税の更正処分のうち所得金額952万5370
円を超える部分及び納付すべき法人税額マイナス588万7896円を超
える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち21万1500円を
超える部分

20 (5) 平成28年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち納付すべき
地方法人税額18万9400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決
定処分のうち3万円を超える部分

25 (6) 平成29年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち納付すべき
地方法人税額56万6400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決
定処分のうち1万4000円を超える部分

(7) 平成30年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち納付すべき

地方法人税額 6 万 8 4 0 0 円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定
処分のうち 1 万 1 0 0 0 円を超える部分

(8) 平成 2 7 年 3 月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税
額 1 4 4 2 万 3 8 0 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 3 9 7
5 万 2 7 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(9) 平成 2 8 年 3 月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税
額 1 6 0 1 万 5 2 0 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 4 3 2
万 1 6 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(10) 平成 2 9 年 3 月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税
10 額 1 7 7 0 万 4 2 0 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 4 7 7
万 7 4 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

(11) 平成 3 0 年 3 月課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税
額 1 6 9 2 万 1 5 0 0 円を超える部分及び納付すべき地方消費税額 4 5 6
万 6 1 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

15

以上

(別表 1)

法人税法 37 条 1 項	令和 2 年法律第 8 号による改正前のもの
法人税法 37 条 7 項	現行の規定
消費税法 30 条	平成 27 年 9 月 30 日以前に行った課税仕入れについては同年法律第 9 号による改正前のもの、同年 10 月 1 日以後令和元年 9 月 30 日以前に行った課税仕入れについては平成 24 年法律第 68 号 3 条による改正前のもの

別表2-1 本件訴訟に至る経緯(原告の法人税)

(単位:円)

事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決	減額再更正処分等
平成27年3月期	年月日等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日	
	所得金額	△ 95,172,677	0	全部取消し	棄却	
	差引合計税額	△ 1,015,911	△ 1,015,911			
	既に納付の確定した本税額	0	△ 1,015,911			
	差引納付すべき法人税額	△ 1,015,911	0			
	繰越欠損金の当期控除額	0	81,981,151			
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	178,421,338	1,267,510			
平成28年3月期	年月日等	法定申告期限内	令和元年7月5日			
	所得金額	26,880,924	342,866,735	全部取消し	棄却	
	差引合計税額	4,653,500	80,174,100			
	既に納付の確定した本税額	0	4,653,500			
	差引納付すべき法人税額	4,653,500	75,520,600			
	繰越欠損金の当期控除額	178,421,338	1,267,510			
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	0	0			
過少申告加算税額		11,042,000				
平成29年3月期	年月日等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日	令和7年1月28日
	所得金額	44,096,143	363,888,962	全部取消し	棄却	354,858,259
	差引合計税額	9,042,500	83,873,800			81,760,800
	既に納付の確定した本税額	0	9,042,500			83,873,800
	差引納付すべき法人税額	9,042,500	74,831,300			△ 2,113,000
	繰越欠損金の当期控除額	66,144,214	14,678,598			14,678,598
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	126,576,572	0			0
過少申告加算税額		10,708,500	10,390,500			
平成30年3月期	年月日等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日	
	所得金額	△ 108,332,036	412,565,318	全部取消し	棄却	
	差引合計税額	△ 2,394,685	94,145,500			
	既に納付の確定した本税額	0	△ 2,394,685			
	差引納付すべき法人税額	△ 2,394,685	96,540,100			
	繰越欠損金の当期控除額	0	0			
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	234,908,608	0			
過少申告加算税額		14,456,000				

注1 「申告所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

注2 「差引合計税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

注3 平成29年3月期の「差引納付すべき法人税額」欄の△印は、令和7年1月28日付けの平成29年3月期の法人税の減額再更正処分により減少する税額を示す。

別表2-2 本件訴訟に至る経緯(原告の地方法人税)

(単位:円)

課税事業年度	項目	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決	減額再更正処分等
平成28年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日	
	課税標準法人税額		5,712,000	81,232,000	全部取消し	棄 却	
	差引合計地方法人税額		251,300	3,574,200			
	既に納付の確定した地方法人税額		0	251,300			
	差引納付すべき地方法人税額		251,300	3,322,900			
	過少申告加算税の額			473,000			
平成29年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年7月5日			令和元年9月25日
	課税標準法人税額		10,318,000	85,149,000	全部取消し	棄 却	83,036,000
	差引合計地方法人税額		453,900	3,746,500			3,653,500
	既に納付の確定した地方法人税額		0	453,900			3,746,500
	差引納付すべき地方法人税額		453,900	3,292,600			△ 93,000
	過少申告加算税の額			468,500			453,500
平成30年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年7月5日			令和元年9月25日
	課税標準法人税額		0	96,540,000	全部取消し	棄 却	
	差引合計地方法人税額		0	4,247,700			
	既に納付の確定した地方法人税額		0	0			
	差引納付すべき地方法人税額		0	4,247,700			
	過少申告加算税の額			611,000			

(注) 平成29年3月課税事業年度の「差引納付すべき地方法人税額」欄の△印は、令和7年1月28日付けの平成29年3月課税事業年度の地方法人税の減額再更正処分により減少する税額を示す。

別表2-3 本件訴訟に至る経緯(原告の消費税等)

(単位:円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決					
	項目										
平成27年3月課税期間	年	月	日	等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日			
	消費税	課税標準額				12,461,547,000	12,461,547,000	全部取消し	棄却		
		消費税額				784,807,257	784,807,257				
		控除税額				765,340,059	754,207,024				
		差引税額				19,467,100	30,600,200				
		既に納付の確定した本税額				20,704,200	19,467,100				
		差引納付すべき税額				△ 1,237,100	11,133,100				
	地方消費税	課税標準となる消費税額				19,467,100	30,600,200				
		譲渡割額				5,302,900	8,307,100				
		既に納付の確定した譲渡割額				5,586,600	5,302,900				
		差引納付すべき譲渡割額				△ 283,700	3,004,200				
	差引納付すべき合計税額						14,137,300				
	過少申告加算税の額						1,413,000				
	平成28年3月課税期間	年	月	日	等	法定申告期限内	令和元年7月5日			令和元年9月25日	令和3年3月2日
消費税		課税標準額				13,166,710,000	13,166,710,000			全部取消し	棄却
		消費税額				829,464,159	829,464,159				
		控除税額				785,025,016	776,190,901				
		差引税額				44,439,100	53,273,200				
		既に納付の確定した本税額				14,600,100	44,439,100				
		差引納付すべき税額				29,839,000	8,834,100				
地方消費税		課税標準となる消費税額				44,439,100	53,273,200				
		譲渡割額				12,015,900	14,399,700				
		既に納付の確定した譲渡割額				3,939,600	12,015,900				
		差引納付すべき譲渡割額				8,076,300	2,383,800				
差引納付すべき合計税額						11,217,900					
過少申告加算税の額						1,121,000					

別表2-3 本件訴訟に至る経緯(原告の消費税等)

(単位:円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決				
	項目									
平成29年3月課税期間	年	月	日	等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日		
	消費税	課税標準額		19,606,585,000	19,586,787,000	全部取消し	棄却			
		消費税額		1,235,202,596	1,233,955,322					
		控除税額		1,154,112,687	1,134,505,810					
		差引税額		81,089,900	99,449,500					
		既に納付の確定した本税額		49,461,400	81,089,900					
		差引納付すべき税額		31,628,500	18,359,600					
	地方消費税	課税標準となる消費税額		81,089,900	99,449,500					
		譲渡割額		21,904,200	26,858,400					
		既に納付の確定した譲渡割額		13,346,400	21,904,200					
		差引納付すべき譲渡割額		8,557,800	4,954,200					
	差引納付すべき合計税額				23,313,800					
	過少申告加算税の額				2,331,000					
	平成30年3月課税期間	年	月	日	等			法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日
消費税		課税標準額		28,845,197,000	28,797,458,000			全部取消し	棄却	
		消費税額		1,817,247,411	1,814,239,854					
		控除税額		1,735,121,177	1,698,201,059					
		差引税額		82,126,200	116,038,700					
		既に納付の確定した本税額		91,422,100	82,126,200					
		差引納付すべき税額		△ 9,295,900	33,912,500					
地方消費税		課税標準となる消費税額		82,126,200	116,038,700					
		譲渡割額		22,176,300	31,327,300					
		既に納付の確定した譲渡割額		24,668,600	22,176,300					
		差引納付すべき譲渡割額		△ 2,492,300	9,151,000					
差引納付すべき合計税額				43,063,500						
過少申告加算税の額				4,306,000						

別表3-1 本件訴訟に至る経緯(Bの法人税)

(単位:円)

事業年度	項目	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
平成27年3月期	年 月 日 等			法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日
	所 得 金 額			542,853	306,570,761	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額			△ 1,501,868	76,535,200		
	既に納付の確定した 本 税 額			5,207,900	△ 1,501,868		
	差 引 納 付 す べ き 法 人 税 額			△ 6,709,768	78,037,000		
	過少申告加算税の額				11,679,500		
平成28年3月期	年 月 日 等			法定申告期限内	令和元年7月5日		
	所 得 金 額			23,714,931	320,140,579	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額			4,138,900	74,984,700		
	既に納付の確定した 本 税 額			0	4,138,900		
	差 引 納 付 す べ き 法 人 税 額			4,138,900	70,845,800		
	過少申告加算税の額				10,342,500		
平成28年9月期	年 月 日 等			法定申告期限内	令和元年7月5日		
	所 得 金 額			△ 192,720,786	△ 14,678,598	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額			△ 1,489,436	△ 1,489,436		
	既に納付の確定した 本 税 額			0	△ 1,489,436		
	差 引 納 付 す べ き 法 人 税 額			△ 1,489,436	0		
	翌期へ繰り越すべき 欠 損 金 額			192,720,786	14,678,598		

注1 「申告所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

注2 「差引合計税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

別表3-2 本件訴訟に至る経緯(Bの地方法人税)

(単位:円)

課税 事業 年度	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
	項目					
	年 月 日 等	法定申告期限内		令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日
平成 28 年 3 月 課 税 事 業 年 度	課税標準法人税額	5,667,000		76,513,000	全部取消し	棄 却
	差引合計地方法人税額	249,300		3,366,500		
	既に納付の確定した 地方法人税額	0		249,300		
	差引納付すべき 地方法人税額	249,300		3,117,200		
	過少申告加算税の額			441,500		

別表3-3 本件訴訟に至る経緯(Bの消費税等)

(単位:円)

課税 期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決	
	項目	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日	
平成27年 3月課税期間	消費税	課税標準額	13,399,323,000	13,372,015,000	全部取消し	棄却	
		消費税額	844,157,349	842,436,945			
		控除税額	782,223,728	761,095,767			
		差引税額	61,933,600	81,341,100			
		既に納付の確定した 本税額	19,995,600	61,933,600			
		差引納付すべき税額	41,938,000	19,407,500			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	61,933,600	81,341,100			
		譲渡割額	16,726,500	21,963,400			
		既に納付の確定した 譲渡割額	5,395,500	16,726,500			
		差引納付すべき譲渡割額	11,331,000	5,236,900			
	差引納付すべき合計税額						24,644,400
	過少申告加算税の額						2,464,000
	平成28年 3月課税期間	消費税	課税標準額	15,362,903,000			15,334,338,000
消費税額			967,862,889	966,063,294			
控除税額			898,264,902	876,190,077			
差引税額			69,597,900	89,873,200			
既に納付の確定した 本税額			56,772,100	69,597,900			
差引納付すべき税額			12,825,800	20,275,300			
地方消費税		課税標準となる消費税額	69,597,900	89,873,200			
		譲渡割額	18,784,800	24,255,900			
		既に納付の確定した 譲渡割額	15,318,600	18,784,800			
		差引納付すべき譲渡割額	3,466,200	5,471,100			
差引納付すべき合計税額				25,746,400			
過少申告加算税の額				2,574,000			

別表3-3 本件訴訟に至る経緯(Bの消費税等)

(単位:円)

課税 期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
	項目	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年7月5日	令和元年9月25日	令和3年3月2日
平成 28年 9月 課税 期間	消費税	課 税 標 準 額	7,440,088,000	7,422,527,000	全部取消し	棄 却
		消 費 税 額	468,725,544	467,619,201		
		控 除 税 額	450,081,725	436,496,519		
		差 引 税 額	18,643,800	31,122,600		
		既に納付の確定した 本 税 額	28,999,000	18,643,800		
		差引納付すべき税額	△ 10,355,200	12,478,800		
	地方 消費税	課税標準となる消費税額	18,643,800	31,122,600		
		譲 渡 割 額	5,032,200	8,399,500		
		既に納付の確定した 譲 渡 割 額	7,825,000	5,032,200		
		差引納付すべき譲渡割額	△ 2,792,800	3,367,300		
	差引納付すべき合計税額			15,846,100		
	過少申告加算税の額			1,584,000		

別表4-1 本件訴訟に至る経緯(Dの法人税)

(単位:円)

事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
平成27年3月期	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日	令和元年9月25日	令和3年3月2日
	所 得 金 額	△ 89,387	25,655,110	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額	△ 5,970,816	△ 268,791		
	既に納付の確定した本税額	0	△ 5,970,816		
	差引納付すべき法人税額	△ 5,970,816	5,702,000		
	繰越欠損金の当期控除額	0	15,156,328		
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	15,245,715	0		
	過少申告加算税の額		830,000		
平成28年3月期	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日		
	所 得 金 額	11,874,552	49,059,184	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額	△ 2,445,840	6,441,300		
	既に納付の確定した本税額	0	△ 2,445,840		
	差引納付すべき法人税額	△ 2,445,840	8,887,100		
	繰越欠損金の当期控除額	15,245,715	0		
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	0	0		
	過少申告加算税の額		1,226,000		
平成29年3月期	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日		
	所 得 金 額	47,770,424	71,123,804	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額	5,638,400	11,103,000		
	既に納付の確定した本税額	0	5,638,400		
	差引納付すべき法人税額	5,638,400	5,464,600		
	繰越欠損金の当期控除額	0	0		
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	0	0		
	過少申告加算税の額		546,000		
平成30年3月期	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日		
	所 得 金 額	1,032,523	20,291,197	全部取消し	棄 却
	差 引 合 計 税 額	△ 7,289,946	△ 3,368,652		
	既に納付の確定した本税額	2,819,100	△ 7,289,946		
	差引納付すべき法人税額	△ 10,109,046	3,921,200		
	繰越欠損金の当期控除額	0	0		
	翌期へ繰り越すべき欠損金額	0	0		
	過少申告加算税の額		563,000		

注1 「申告所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

注2 「差引合計税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

別表4-2 本件訴訟に至る経緯(Dの地方法人税)

(単位:円)

課税事業年度	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
	項目					
平成28年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年6月28日	令和元年9月25日	令和3年3月2日
	課税標準法人税額		2,125,000	11,013,000	全部取消し	棄 却
	差引合計地方法人税額		93,500	484,500		
	既に納付の確定した地方法人税額		0	93,500		
	差引納付すべき地方法人税額		93,500	391,000		
	過少申告加算税の額			39,000		
平成29年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年6月28日		
	課税標準法人税額		10,506,000	15,970,000	全部取消し	棄 却
	差引合計地方法人税額		462,200	702,600		
	既に納付の確定した地方法人税額		0	462,200		
	差引納付すべき地方法人税額		462,200	240,400		
	過少申告加算税の額			24,000		
平成30年3月課税事業年度	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年6月28日		
	課税標準法人税額		154,000	4,076,000	全部取消し	棄 却
	差引合計地方法人税額		6,700	179,300		
	既に納付の確定した地方法人税額		231,000	6,700		
	差引納付すべき地方法人税額		△ 224,300	172,600		
	過少申告加算税の額			17,000		

別表4-3 本件訴訟に至る経緯(Dの消費税等)

(単位:円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決			
	項目	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日	令和元年9月25日	令和3年3月2日			
平成27年3月課税期間	消費税	課税標準額	4,904,012,000	4,900,268,000	全部取消し	棄却			
		消費税額	308,955,102	308,719,230					
		控除税額	294,531,241	292,418,475					
		差引税額	14,423,800	16,300,700					
		既に納付の確定した本税額	7,119,900	14,423,800					
		差引納付すべき税額	7,303,900	1,876,900					
	地方消費税	課税標準となる消費税額	14,423,800	16,300,700					
		譲渡割額	3,972,700	4,478,600					
		既に納付の確定した譲渡割額	1,921,200	3,972,700					
		差引納付すべき譲渡割額	2,051,500	505,900					
	差引納付すべき合計税額						2,382,800		
	過少申告加算税の額						238,000		
	平成28年3月課税期間	消費税	課税標準額	5,160,479,000			5,158,289,000	全部取消し	棄却
			消費税額	325,110,177			324,972,207		
控除税額			309,094,976	308,003,527					
差引税額			16,015,200	16,968,600					
既に納付の確定した本税額			10,817,700	16,015,200					
差引納付すべき税額			5,197,500	953,400					
地方消費税		課税標準となる消費税額	16,015,200	16,968,600					
		譲渡割額	4,321,600	4,578,900					
		既に納付の確定した譲渡割額	2,919,000	4,321,600					
		差引納付すべき譲渡割額	1,402,600	257,300					
差引納付すべき合計税額				1,210,700					
過少申告加算税の額				121,000					

別表4-3 本件訴訟に至る経緯(Dの消費税等)

(単位:円)

課税 期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決			
	項目	年 月 日 等	法定申告期限内	令和元年6月28日	令和元年9月25日	令和3年3月2日			
平成 29年 3月 課税 期間	消費税	課税標準額	5,474,410,000	5,471,959,000	全部取消し	棄却			
		消費税額	344,887,830	344,733,417					
		控除税額	327,183,542	325,956,919					
		差引税額	17,704,200	18,776,400					
		既に納付の確定した本税額	12,011,400	17,704,200					
		差引納付すべき税額	5,692,800	1,072,200					
	地方消費税	課税標準となる消費税額	17,704,200	18,776,400					
		譲渡割額	4,777,400	5,066,700					
		既に納付の確定した譲渡割額	3,240,900	4,777,400					
		差引納付すべき譲渡割額	1,536,500	289,300					
	差引納付すべき合計税額			1,361,500					
	過少申告加算税の額			136,000					
	平成 30年 3月 課税 期間	消費税	課税標準額	5,458,460,000			5,456,488,000	全部取消し	棄却
			消費税額	343,882,980			343,758,744		
控除税額			326,961,387	325,994,864					
差引税額			16,921,500	17,763,800					
既に納付の確定した本税額			13,278,000	16,921,500					
差引納付すべき税額			3,643,500	842,300					
地方消費税		課税標準となる消費税額	16,921,500	17,763,800					
		譲渡割額	4,566,100	4,793,400					
		既に納付の確定した譲渡割額	3,582,900	4,566,100					
		差引納付すべき譲渡割額	983,200	227,300					
差引納付すべき合計税額			1,069,600						
過少申告加算税の額			106,000						